

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立西中学校

校長 川杉 稔

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを生徒に認識させ、相手を「思いやる心」の醸成をとおして、本校伝統のいじめのない学校をつくる。

(2) いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止の基本的な考え方

- 「いじめ撲滅三原則」を徹底し、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。
- 特別支援教育の推進を図り、生徒一人一人を大切にされた指導をとおして、生徒の自己有用感を育む。
- いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの段階に応じて計画的、組織的な取組を推進する。
- 教員によるいじめの兆候を確実に把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。
- 保護者・地域・関係機関と連携した取組を推進し、協力しながらいじめ防止にあたる。
- 「重大な案件」や「軽微な案件」の区別なく、いじめと判断した場合、組織的に対応していく。

2 組織（4つの取組との関連）

- 「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、校長、副校長、生活指導部による「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的に対応する。
- 重大事態への対応は、上記「いじめ防止対策委員会」に教育相談委員会やスクールカウンセラーを加えた「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 前年度の取組の評価

ア 前年度の「いじめ」の実態

- ・ いじめの認知件数は13件。
- ・ 生徒の様子を教師がよく観察すると共に、全教師が多くの生徒と関わる事によって、未然防止に努めた。
- ・ 生徒会活動を通して、生徒が学校を明るくするための取組によって、「いじめを起こさない」意識の高揚に努めた。

イ 前年度の取組の成果及び課題

- ・いじめの訴えがあった場合に、迅速に、丁寧に対応することが重要である。
- ・現在の取組を継続する事が、最良である。
- ・「SNS 東京ルール」に基づいた取組は、生徒会本部が中心となって作成した「SNS 西中ルール」を活用し呼びかけを行い、現在の取組を更により良く継続していく。

(2) 未然防止

- 「いじめ撲滅三原則」の徹底（全教室に「いじめ撲滅三原則」を掲示。さらに朝礼等の校長講話、生徒会朝礼での生徒会役員からの呼びかけ、学年集会等での教員講話を通して浸透を図る。）
- 全教育活動をととした生徒の居場所づくりと自己肯定感を高める取組
- 生徒による主体的な取組（呼びかけ、標語づくり等）
- 道徳教育、人権教育、情報教育（インターネットの利用）等での取組
- 各教科での取組、体験活動の充実
- 生徒会等の自治活動（生徒会朝礼での呼びかけ、標語応募、のぼり旗作成展示等）
- 毎月実施する「いじめについて考える日」、年3回実施する「いじめに関する授業」の実施による他者を思いやる心の育成
- スクールカウンセラーの組織的な活用（1年生全員面談）
- 保護者、健全育成会議、学校評議委員会等への、いじめ防止啓発活動

(3) 早期発見

- ふれあい月間の取組（アンケートの活用、面談）
- 教育相談委員会・生活指導部会・校内委員会の組織的な推進
- スクールカウンセラーによる新入生全員面接の取組
- 新入生に学級集団アセスメントの実施
- 生徒会自治活動の活用（相談箱の活用、朝礼での呼びかけ）
- 保護者との連携、相談体制の整備及び保護者への啓発（三者面談の実施）

(4) 早期対応

- 事実の確認→情報収集→いじめの判断（定義に則る）
- 被害生徒、加害生徒への対応（懲戒）
- 被害生徒の保護者、加害生徒への保護者への対応
- 教育委員会への報告（状況に応じて警察への通報）

(5) 重大事態への対応

- 教育委員会、関係諸機関（教育相談所、警察等）への報告、連携
- いじめ防止対策委員会による再度の状況把握、事実確認
- 関係保護者への対応（臨時保護者会等）

(6) 「GIGA ワークブックとうきょう」の活用

- 「GIGA ワークブックとうきょう」「あきる野ルール」「西中ルール」の生徒・家庭への周知
- 「SNS 家庭ルール」の作成依頼

4 その他

(1) 評価について

- ① 学校評価に、いじめに関する取組についての項目を設定し、評価・改善を行う。
- ② 教職員に対しては、年間計画に基づき、「いじめ防止対策委員会」が中心になって結果を集約し、成果と課題を明確にする。

(2) 校内研修

- 年度初めに、学校基本方針を全職員で確認し、共通理解を図る。
- 「いじめ防止対策委員会」を中心に、いじめ対応について意図的・計画的に研修を実施させる。
- 『人権教育プログラム』『いじめ総合対策（第2次・一部改訂上巻・下巻）』『体罰根絶に向けた総合的な対策』をフルに活用したOJT研修を定期的に行う。

(3) 保護者・地域との連携

- 年度当初、学校経営方針を保護者会で配布し、校長が説明する。
- 学校だよりや学年だよりで「ふれあい月間」の取組を紹介し、保護者の関心を高める。
- 年3回の保護者会にて情報交換を行う。
- 三者面談等で生徒の様子を聴き取る。
- 道徳授業地区公開講座を11月の土曜日に開催し、道徳授業を参観してもらい意見交換をする。

(4) 年間計画（未然防止、早期発見のための取組）

月	教員・SCの取組	児童会・生徒会の取組	保護者・地域との連携	教員研修評価	学校行事
4	学級でのいじめ問題指導 「いじめについて考える日」講話（始業式、入学式で校長より「思いやる心」の講話）	生徒会朝礼 生徒会オリエンテーション・部活紹介	いじめ対策の説明【保護者会】 学校公開日	OJT研修 小中一貫教育推進委員会 市教育研究会総会	始業式 入学式 身体計測 セーフティ教室
5	SCによる全員面接(1) 「いじめについて考える日」講話	生徒総会 生徒会朝礼	学校公開・PTA総会 セーフティ教室（全） 三者面談（1年）	OJT研修 第1回職員研修会	修学旅行（3年） 中間テスト 大規模地震対応訓練 校外学習（2年） 校外学習（1年）
6	「いじめについて考える日」講話 ふれあい月間 いじめ問題聞き取り	挨拶運動 生徒会朝礼 いじめアンケート実施 あいさつ運動		OJT研修 第1回アンケート実施 市教育研究会	期末テスト
7	1学期の反省・夏季休業日についての指導・助言（各学年集会） 校長講話、生活指導主任より（終業式）	生徒会朝礼 「いじめをなくそう」子ども会議 「いじめについて考える日」アピール	学校公開日 保護者会（全） 夏休み三者面談（2年、3年） 職場体験（2年）	OJT研修 服務事故防止研修 体罰防止研修 AED研修	薬物乱用防止教室（全） 終業式
8	教育相談研修（教員・SC）	部活動体験（小学生交流） コスモス街道草取り 通学路清掃	夏休み三者面談（2年、3年） あきる野夏祭り警備 通学路清掃	小中一貫研修会	部活動体験（小学生）
9	始業式、「いじめについて考える日」講話 夏休みの反省と2学期の活動での指導・助言	生徒会朝礼 生徒会役員選挙		OJT研修	始業式 体育大会（全学年）
10	「いじめについて考える日」講話	生徒会朝礼 「いじめについて考える日」アピール	進路保護者会 三者面談（3年、6組）	市教育研究協議会 OJT研修 西中ブロック研修会	中間テスト
11	ふれあい月間 道徳授業地区公開講座 いじめについて考える日」講話 いじめ問題聞き取り	生徒会朝礼 あいさつ運動 いじめ防止標語づくり 学校・いじめアンケート	学校保護者アンケート 道徳授業地区公開講座 学校公開	第2回職員研修会 OJT研修 第2回取組アンケート実施	期末テスト 道徳授業地区公開講座
12	「いじめについて考える日」、終業式講話（校長、生活指導主任）	生徒会朝礼 体罰アンケート	保護者会（1年、2年、6組） 三者面談（3年） 地域清掃	OJT研修 分掌アンケート、学校評価アンケート 服務事故防止研修	職場体験学習（2） 終業式
1	「いじめについて考える日」、始業式講話（校長、生活指導主任）	生徒会朝礼 褒め言葉タイムの実施		市教育研究会 OJT研修	始業式 移動教室（1年）
2	ふれあい月間 「いじめについて考える日」講話 いじめ問題聞き取り	「いじめについて考える日」アピール 「ありがとうポスト」強化月間（感謝の気持ちを書きとめる活動）		OJT研修 第3回取組アンケート実施 市教育研究会発表会	学年末テスト
3	「いじめについて考える日」、卒業式、学年集会、	小学生学校体験・オリエンテーション	保護者会（1年、2年、6組）	学校内部評価 来年度研修計画	保護者会 合唱コンクール（全）

	修了式で講話 (校長、生活 指導主任)				卒業式(全) 修了式(1年、2年)
--	------------------------	--	--	--	----------------------